

阿賀野市教育委員会告示第5号

阿賀野市文化協会補助金要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

阿賀野市教育委員会
教育長 小 泉 明 美

阿賀野市文化協会補助金要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市文化協会補助金要綱（平成26年阿賀野市教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「京ヶ瀬文化協会」を「阿賀野市文化活動支援協議会」に改め、「各地区文化協会」の次に「等」を加える。

第2条、第3条、第4条第2項、第5条第1項及び第6条から第8条までの規定中「各地区文化協会」の次に「等」を加える。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。